

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所定款

平成22年 9月22日

大阪府議会提出

平成23年 3月16日可決

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 役員（第7条―第10条）

第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）

第4章 資本金等（第13条・第14条）

第5章 委任（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、大阪府とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を羽曳野市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、大阪府公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等にかえることができる。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、副理事長を置かないことができる。

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大阪府知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長は、知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長、副理事長及び理事の任期は、2年とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の最終の事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

### 第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 環境、農林水産業及び食品産業に関する調査、試験研究及び技術開発並びに緊急時において、大阪府からの要請に基づき、必要な支援を行うこと。

(2) 前号に掲げる業務に関する普及、技術支援及び人材育成を行うこと並びに試験及び分析の依頼に応じること。

(3) 試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

### 第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、大阪府が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産について、出資の日における時価を基準として大阪府が評価した価額の合計額とする。ただし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定により大阪府からの出資に係る不要財産を大阪府に納付した場合は、法人は、同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪府に帰属する。

#### 第5章 委任

(規程への委任)

第15条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

#### 附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則 (平成29年7月25日認可)

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日認可)

この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

ただし、変更後の別表第1及び別表第2については、総務大臣が認可した日から施行する。

附 則 (令和元年5月14日認可)

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日認可)

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。

附 則 (令和4年1月13日認可)

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。

#### 別表第1 (第13条関係)

資産の種別	所在地	面積 (㎡)
土地	羽曳野市西浦 1059 番	11,284.00
同	同 蔵之内 120 番 3	836.00
同	同 蔵之内 123 番 乙	704.00
同	同 蔵之内 124 番	3,557.00
同	同 蔵之内 125 番	26,244.00
同	同 蔵之内 137 番 3	1,745.00
同	同 蔵之内 137 番 4	466.00
同	同 蔵之内 140 番 1	6,007.00

同	同 蔵之内 366 番	4,075.00
同	同 蔵之内 375 番	1,703.00
同	同 蔵之内 380 番	4,993.00
同	同 蔵之内 381 番	4,845.00
同	同 蔵之内 395 番	85.00
同	同 蔵之内 396 番	39.00
同	同 蔵之内 397 番	127.00
同	同 蔵之内 398 番 1	1,652.00
同	同 蔵之内 398 番 2	251.00
同	同 蔵之内 399 番	231.00
同	同 蔵之内 400 番	271.00
同	同 蔵之内 411 番	2,539.00
同	同 蔵之内 415 番	2,327.00
同	同 蔵之内 420 番	1,774.00
同	同 蔵之内 422 番	670.00
同	同 蔵之内 424 番 1 (H29. 3 同 424 番、同 429 番 1、同 430 番、同 443 番、同 467 番、同 657 番、同 661 番、同 666 番、同 675 番、同 694 番、同 709 番、同 712 番、同 714 番及び同 729 番を合筆した同 424 番を同 424 番 5 及び同 424 番 6 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	76,598.00 (H29. 3 合筆及び分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 蔵之内 424 番 2	23.01
同	同 蔵之内 684 番	1,061.00
同	同 尺度 53 番 1 (H29. 4 同 53 番を同 53 番 2 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付)、同 53 番 3 及び同 53 番 4 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	279.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 53 番 3 (H29. 4 同 53 番を同 53 番 1 並びに同 53 番 2 及び同 53 番 4 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	70.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 56 番	155.00
同	同 尺度 1108 番 1 (H29. 4 同 1108 番を同 1108 番 2 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付)、同 1108 番 3 並びに同 1108 番 4、同 1108 番 5 及び同 1108 番 6 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	973.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 1108 番 3	285.00

	(H29. 4 同 1108 番を同 1108 番 1 並びに同 1108 番 2、同 1108 番 4、同 1108 番 5 及び同 1108 番 6 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	(H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 1112 番 1 (H29. 4 同 1112 番を同 1112 番 4 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	350.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 1112 番 2	129.22
同	同 尺度 1119 番 1 (H29. 4 同 1119 番を同 1119 番 4 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付)、同 1119 番 5 及び同 1119 番 6 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	199.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 1119 番 2	271.67
同	同 尺度 1119 番 5 (H29. 4 同 1119 番を同 1119 番 1 並びに同 1119 番 4 及び同 1119 番 6 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	2,657.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 1126 番 1 (H29. 4 同 1126 番を同 1126 番 4 及び同 1126 番 5 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	2,795.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 1126 番 2	162.99
同	同 尺度 1132 番	373.00
同	同 尺度 1134 番	109.00
同	同 尺度 1135 番	525.00
同	同 尺度 406 番 3	697.00
同	同 尺度 427 番 1 (H29. 4 同 427 番 1 を同 427 番 4 (H29. 7 不要財産として大阪府に納付) と分筆)	11,486.00 (H29. 4 分筆) (H29. 7 一部納付)
同	同 尺度 434 番 1	5,924.00
同	同 尺度 435 番	55,236.00
同	同 尺度 438 番 1	614.00
同	同 尺度 442 番乙	39.00
同	同 尺度 453 番乙	128.00
同	寝屋川市木屋元町 4 番	4,971.00
同	同 木屋元町 9 番 1	1,795.00
同	同 木屋元町 12 番 1	46.00
同	同 木屋元町 17 番 1	909.00
同	同 木屋元町 126 番 1	3.30

同	同 木屋元町 129 番 1	15,753.00
---	----------------	-----------

別表第 2 (第13条関係)

資産の種別	所在地	財産名称	延べ床面積 (㎡)
建物	羽曳野市尺度 442 番地	本所・作物作業舎	237.75
同	同	穀物貯蔵庫	288.52
同	同	果樹作業舎	154.22
同	同	果樹貯蔵庫	133.09
同	同	農機具舎	264.23
同	同	農場管理舎	154.51
同	同	園芸作業舎	239.14
同	同	農大資材庫	239.20
同	同	種子貯蔵庫	154.80
同	同	南別館 (H28.11 除却)	660.37
同	同	南渡り廊下 (H28.11 除却)	14.47
同	同	自転車置場 (H27.11 除却)	47.99
同	同	第一井水ポンプ室	16.39
同	同	堆肥舎	94.97
同	同	種子洗場	33.22
同	同	中和槽上屋	6.44
同	同	果樹資材庫	23.57
同	同	畜産環境実験室	168.08
同	同	農業機械舎	64.79
同	同	乾草舎	50.47
同	同	温室ボイラー室	39.99
同	同	食品・資材部分室	664.89
同	同	資料配合場	145.78
同	同	肉牛舎	747.66
同	同	牛資材庫	185.48
同	同	肥育牛舎	132.69
同	同	乳牛舎	944.29
同	同	堆肥舎	155.50
同	同	実証プラント舎	188.09
同	同	飼料倉庫	252.09

同	同	実験資材置場 1	135.33
同	同	試験舎 1	158.14
同	同	実験資材置場 2	156.79
同	同	解体調査室	40.19
同	同	育成肥育舎	136.89
同	同	管理育雛舎	149.19
同	同	ケージ鶏舎	332.26
同	同	原材料庫	50.47
同	同	飼育資材庫	164.95
同	同	第 2 種鶏舎	161.88
同	同	種アヒル舎	142.77
同	同	配水場上屋	13.35
同	同	農業機械化研修館	540.16
同	同	油貯蔵庫	17.45
同	同	第 2 井水ポンプ室	13.98
同	同	農薬庫	12.72
同	同	門衛詰所 (R3.3 除却)	6.64
同	同	配水場上屋	18.85
同	同	林業資材庫 (H31.3 除却)	33.12
同	同	野菜育苗資材庫	13.20
同	同	野生動物資料室	34.24
同	同	資材置場	17.00
同	同	衛生資材庫	93.34
同	同	消毒舎	25.99
同	同	農用車両庫 (H28.4 除却)	140.00
同	同	ガスボンベ庫 (H28.11 除却)	19.50
同	同	天敵飼育室	58.55
同	同	ガスボンベ保管庫 (a)	4.48
同	同	育苗温室	33.26
同	同	第 2 ボンベ庫 (H28.11 除却)	18.42
同	同	第 3 ボンベ庫	3.48
同	同	植物病理温室	144.00

同	同	実験廃水処理室	11.52
同	同	ブドウ第1温室	149.78
同	同	野菜第3温室	180.55
同	同	ウイルス実験温室	72.00
同	同	野菜第5温室	144.32
同	同	大温室	220.76
同	同	農業大学校そ菜実習温室 (H28.4 除却)	144.00
同	同	ブドウ第2温室	173.12
同	同	花きガラス室	144.54
同	同	展示館	187.33
同	同	野菜第2温室	164.16
同	同	土壌肥料ガラス室	143.94
同	同	種子貯蔵庫	64.03
同	同	作物ガラス室	157.60
同	同	農薬庫	32.00
同	同	花き調査室	210.00
同	同	プラグ苗育成温室	210.00
同	同	花き堆肥舎	50.00
同	同	生物資源温室	96.00
同	同	播種発芽作業舎	403.50
同	同	自動化温室	215.99
同	同	資材置場	100.00
同	同	林業作業舎	113.40
同	同	新実験棟	1,805.90
同	同	渡り廊下(新実験棟)	58.50
同	同	ミスト室	94.50
同	同	倉庫 (H28.4 除却)	14.90
同	同	ガラス室	132.30
同	同	脱臭プラント	50.00
同	同	ガラス温室	226.82
同	同	倉庫	257.36
同	同	硬質ハウス1	94.89
同	同	硬質ハウス2	94.89
同	同	硬質ハウス3	94.89
同	同	硬質ハウス4	94.89

同	同	作業舎	20.25
同	泉南郡岬町多奈川谷川 2926 番地 1	管理棟	1,675.52
同	同	飼育棟	1,897.72
同	同	生産棟	2,538.15
同	同	海水濾過棟	302.40
同	同	ポンプ棟	154.82
同	同	車庫・倉庫棟	199.99
同	寝屋川市木屋元町 10 番地 4	希少魚増殖実験室 (H29.7 除却)	66.11
同	同	自転車置場 (H29.7 除却)	7.90
同	同	ポンプ室	2.61
同	同	作業員控室	48.23
同	同	研修室 (H29.7 除却)	45.76
同	同	自家発電室	72.00
同	同	魚類生態実験室	200.00
同	同	資材倉庫	124.60
同	同	倉庫 (H29.7 除却)	20.00
同	同	便所	20.00
同	同	東屋 (H30.3 除却)	13.50